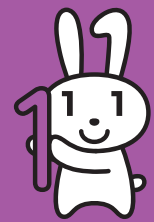


あだち

国保だより

発行 足立区区民部国民健康保険課
住所 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
☎ 03(3880)5851(庶務担当)
FAX 03(3880)5618
✉ kokuho@city.adachi.tokyo.jp
HP https://www.city.adachi.tokyo.jp/

40～74歳の方へ もうお済みですか？特定健診！



マイナ保険証を利用すると、
マイナポータルで特定健診の
受診結果を見ることができます。

年に1度、無料の特定健診を受けましょう！

**12,000円相当の検査を
無料で受けることができます。**



▲特定健診
についてはコチラ

毎年の受診で、病気の兆候を早期に見えます。
健診は、いつでも健康でいるための第一歩です。
12月以降は医療機関が混みあうため、早めの受診がオススメです！

所要時間：約1時間 ※ 健診時間は状況により前後します

受診期限：令和8年1月31日(土)まで

受診券を紛失された方は、再発行いたします

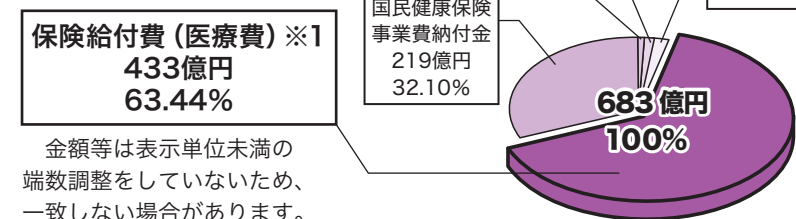


※ 受診券は5月中旬に黄色い封筒でお送りしました

【問合せ先】保健事業担当 ☎ 03(3880)5018

令和6年度 足立区国保加入者1人あたりの医療費が増加しています

**令和6年度
足立区国民健康保険特別会計
決算状況（歳出）**



金額等は表示単位未満の端数調整をしていないため、一致しない場合があります。

令和6年度の医療費(※1)は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者が約5,400人減ったことで、5年度より**15億円減少**しました。一方、**1人あたりの医療費**は、5年度の335,607円から**2,498円増**の338,105円となりました。

1人あたりの医療費の増加は、保険料の上昇につながります。ジェネリック医薬品の活用、セルフメディケーション(※2)に取り組むなど、医療費の削減にご協力をお願いいたします。

※2 定期健診の受診などを通して、日ごろから自分の健康に関心を持ち、軽い不調には市販薬で対処するなど、自分の健康を守る意識をもつこと

【問合せ先】
決算状況について 庶務係 ☎ 03(3880)5851
ジェネリック医薬品について 給付担当 ☎ 03(3880)5241
データヘルス推進課 データヘルス推進係 ☎ 03(3880)5601

交通事故 交通事故にあったときは届け出が必要です

交通事故など、第三者の行為だけがをした場合、給付担当にご相談ください。「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。

届け出に必要なもの

事故証明書(後日でも可)、マイナ保険証または資格確認書、届出人の印鑑

示談の前に相談を

国民健康保険へ届け出る前に示談が成立していたり、相手側から治療費を受け取っていたりすると、国民健康保険による治療が受けられなくなる場合があります。

その他の第三者行為

以下のような場合も給付担当に届け出てください。

- ・ スキー・スノーボードなどの衝突・接触事故
- ・ 他人が飼育する動物にかまれた
- ・ 工事現場からの落下物などによるけが など

【問合せ先】給付担当 ☎ 03(3880)5241

ご注意ください！

他の保険に加入したときは国民健康保険資格喪失の手続きが必要です！

国民健康保険資格喪失届をすべて記入して切り取り、下記の必要書類を同封して、ご郵送ください。郵送料、コピー代は自己負担となります。

- 必要書類
- ① 勤務先の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ(資格取得年月日が記載されているもの)のコピー ※資格喪失者全員分
 - ② 国民健康保険資格確認書 ※お持ちの方のみ

国民健康保険資格喪失届 ※すべて記入してください

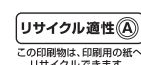
記号番号	21		—		—							
世帯主	氏名					マイナンバー(個人番号)						
	住所	足立区										
	電話	()										
喪失する人	1	氏名					氏名					
		生年月日	昭・平・令	年	月	日		生年月日	昭・平・令	年	月	日
		マイナンバー						マイナンバー				
		氏名					氏名					
	3	生年月日	昭・平・令	年	月	日		生年月日	昭・平・令	年	月	日
		マイナンバー						マイナンバー				

該当者氏名を記入していても、必要書類がない場合は手続きできませんのでご注意ください。

- 社会保険などに加入したときは、原則14日以内に国民健康保険資格喪失届の提出が必要です。
- 国民健康保険資格喪失届の提出がない場合、保険料の請求が続きます。また届出が遅れると、払い過ぎた保険料の還付が受けられない場合があります(※1)。

※1 保険料は、原則として、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降、賦課決定や変更をすることができません(賦課決定の期間制限)。そのため、賦課決定の期間制限に該当すると保険料を減額できないため、支払い済みの保険料を還付できない場合があります

【郵送料】
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
足立区 国民健康保険課 資格賦課担当



次の方は納付を免除・軽減します

- ◎高校3年生相当までの方
18歳に達する日以後の最初の3月31日以前まで、子ども・子育て支援金分保険料の均等割額の全額を免除します。
- ◎軽減や免除を受けている方
総所得が一定基準以下での均等割額軽減や、産前産後保険料軽減を受けている方は、子ども・子育て支援金分保険料も同じく軽減されます。

令和8年度国民健康保険料は、令和8年6月に発送予定の「保険料決定(変更)通知書」でご確認ください

子ども・子育て支援金制度についてはコチラ▶



主に次のような支援に使います

- ◎児童手当の抜本的拡充(令和6年10月分から)
 - ・ 所得制限を撤廃し、すべての子どもに支給
 - ・ 支給対象を中学生までから高校生年代まで拡大
 - ・ 第3子以降の手当月額を一律3万円に引き上げ
 - ※ 第1子・第2子は1人につき、3歳未満は1万5千円、3歳以降は1万円を支給
- ◎妊婦の方のための支援給付
 - ・ 妊娠届け出時に5万円支給
 - ・ 妊娠後期以降に妊娠の子どもの数×5万円支給
- ◎出生後の育児休業支援給付
 - ・ 両親がともに14日以上育児休業を取得した場合に、最大28日分を上乗せして支給

【問合せ先】資格賦課担当 ☎ 03(3880)5240

12/1 締切

口座振替新規加入キャンペーン実施中！

抽選で区内共通商品券1万円分10名様、2千円分350名様に当たります！ 【問合せ先】収納管理担当 ☎ 03(3880)5242



納付書 国民健康保険料の納付書を同封しています

令和7年11月納期分
～令和8年3月納期分



【対象】保険料を納付書で お支払いいただいている世帯

国民健康保険料の納付義務者は世帯主のため、納付書は世帯主あてにお送りしています。
※ 世帯主が国民健康保険に加入していない場合は、世帯主欄に「被保険者でない世帯主」と記載されています

保険料の金額や納付状況により、お送りしている納付書の枚数は異なります。

以下の世帯には納付書をお送りしていません。

- ▶口座振替を利用している。
- ▶令和7年度保険料を全額納付済み。
- ▶今後の保険料が全額年金からの引落し(特別徴収)となる。

納付書は10月24日現在の 情報をもとに作成しています

10月26日以降に資格取得・喪失などの届け出があり、保険料が変更となっている世帯については、12月中旬に保険料決定(変更)通知書をお送りします。
保険料変更により、納めすぎの保険料が発生した場合は、還付のお知らせをお送りします。



「こくほ」のマークがついた封筒でお送りしています。

【問合せ先】資格賦課担当 ☎ 03 (3880) 5240

納付方法 国民健康保険料のお支払いは口座振替が原則！



口座振替のお申込み方法

① キャッシュカードによる手続き

金融機関のキャッシュカードがあれば、暗証番号を入力し、口座振替依頼書を入力するだけで申込できます。

取扱16金融機関	
銀行	ゆうちょ、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、きらぼし
信用金庫	足立成和、城北、瀧野川、朝日、亀有、巣鴨、青木、東京東
信用組合	青和

口座名義人の方以外は
手続きできません。

申込場所 国民健康保険課、
お近くの区民事務所

必要なもの
キャッシュカード、
被保険者記号番号がわかるもの、
運転免許証、マイナンバーカードなど

② 口座振替依頼書による手続き

口座振替依頼書でお申込みください。

申込場所 区内金融機関、
国民健康保険課、
お近くの区民事務所

必要なもの
通帳、通帳届出印、
被保険者記号番号がわかるもの

年金からの引落し(特別徴収)でお支払いされている方以外は、口座振替でのお支払いが原則です。
口座振替の手続きは、国民健康保険課(北館2階3番窓口)・お近くの区民事務所・区内金融機関窓口のほか、**郵送でも受け付けています。**口座振替依頼書がお手元にない場合は、お送りしますのでお問合せください。

口座振替の引落日は、毎月末日です。

末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
口座振替が開始になる月の15日頃にハガキでお知らせします。
※ 残高不足等で引落しができなかった場合、翌月の振替時に翌月分と合わせて再振替を行います。再振替でも残高不足となった場合、再々振替は行いません

年金からの引落しも口座振替に切替可能

年金からの引落し(特別徴収)も口座振替に切替えることができます。
手続きの約3か月後の納期分からお支払方法が切替ります。

【問合せ先】収納管理担当 ☎ 03 (3880) 5242

保険料 令和8年度から 延滞金・還付加算金を実施



延滞金について

保険料は納期限までに自主的に納めていただくものです。
令和8年6月以降に賦課された保険料より、納期限までに納められなかった場合、被保険者の公平性の確保等のため、**延滞金を納めていただきます。**計算方法など詳しくは区ホームページをご覧ください。

還付加算金について

還付加算金とは、二重納付または保険料変更により発生した還付金がある場合に、還付までの期間に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて加算する利息相当分のことです。計算方法など詳しくは区ホームページをご覧ください。

【問合せ先】収納管理担当 ☎ 03 (3880) 5242

National Health Insurance for Foreign Nationals

がいこくせき 外国籍の方の国民健康保険



If you enroll in the National Health Insurance, you will be charged the National Health Insurance premiums. When you receive the payment slip for the National Health Insurance premiums, be sure to pay it. Failure to pay may result in the seizure of the head of household's salaries, bank savings, etc.

こくみんけんこうほけん かにゅう こくみんけんこうほけんりょう
国民健康保険に加入すると、国民健康保険料がかかります。
こくみんけんこうほけんりょう のうふしょ とど かなら のうふ
国民健康保険料の納付書が届いたら、必ず納付してください。
おさ せたいぬし かに きゅうよ ざんこうよきん さ お
納めないと世帯主の方の給与や銀行預金などが差し押さえられる場合があります。

Inquiries

といあわ さき たいのうせいりだいいち だいいにかかり

【問合せ先】滞納整理第一・第二係 ☎ 03 (3880) 5243
☎ 03 (3880) 5244
☎ 03 (3880) 5019

軽減

保険料が軽減される場合があります！ ②は対象の方全員該当します

① 失業された方(手続き必要)



対象	離職日現在、65歳未満で下記コード表に該当する方。 ※ 特例受給資格者及び高年齢受給資格者は対象外
軽減内容	離職者の前年の給与所得を $\frac{30}{100}$ とみなして計算します。
軽減期間	離職の翌日から翌年度末まで ※ 雇用保険の失業給付等を受ける期間と軽減期間は異なります。 また国民健康保険に加入中は、途中で就職しても軽減の対象となりますが、国民健康保険を脱退すると終了します
届出	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(離職票は不可)をお持ちのうえ届け出をしてください。 ※ 郵送でも届け出ができます。ご希望の方はお問合せください

雇用保険受給資格者離職理由コード表

対象者	離職理由コード
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

※ 離職理由コードは雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知をご確認ください

② 就学前の子ども(手続き不要)



対象	就学前の子ども(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方) ※ 令和7年度は平成31年4月2日以降に生まれた方
軽減内容	令和7年度国民健康保険料の就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減します。

申告

保険料は所得に関する税申告をもとに決定
～申告は毎年忘れずに～



国民健康保険に加入している方は、所得のない場合でも税の申告が必要です。税の申告を忘れると、所得が確定しないため保険料の軽減などができません。申告をもとに下記5項目を算定・判定します。

税の申告をもとに算定・判定する項目

- ① 国民健康保険料の所得割額の算定
- ② 国民健康保険料の均等割額の軽減判定
- ③ 入院時食事代の自己負担額の減額判定
- ④ 高額療養費の自己負担限度額の判定
- ⑤ 高齢受給者証の負担割合の判定

※ 国民健康保険に加入している方がいる世帯は、国民健康保険未加入の方も申告が必要になる場合があります。詳しくはお問合せください

収入が「遺族年金・障害年金」のみの方も住民税(所得税)の申告をすることで、保険料の軽減などができる場合があります。

【問合せ先】資格賦課担当 ☎ 03 (3880) 5240

納付相談 お支払いが困難な場合は…



生活困窮等、ご事情により保険料の納付が困難な場合は、納付のご相談をお受けしております。
お早目に以下担当へご相談をお願いいたします。

◎未納の状態が続くと…

- ① 預貯金等の財産が判明した場合、差し押さえられる可能性があります。
- ② 病院等で支払う医療費が全額自己負担となる場合があります。

【問合せ先】滞納整理第一係・第二係 ☎ 03 (3880) 5243
☎ 03 (3880) 5244
☎ 03 (3880) 5019

③ 被用者保険※1の被扶養者だった 65歳以上の方(手続き必要)



対象	次のすべてに該当する方。 ① 被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(被保険者)の被扶養者で、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い国民健康保険に加入した方。 ② 加入日時点で65歳以上75歳未満の方。
軽減内容	所得割…全額免除 均等割…半額免除(資格取得から2年間) 詳しくはお問合せください。 ※1 社会保険や共済保険のことです。国民健康保険組合は該当しません

④ 産前産後の方(手続き必要)



対象	出産(予定)した方で、免除対象期間に足立区の国民健康保険に加入している方 ※ 妊娠期間が85日以上の方が対象です ※ 早産・流産・死産(人工中絶を含む)の場合であっても、妊娠期間が85日以上であれば対象です
免除期間	① 単胎妊娠の方の場合 出産予定月または出産をした月の前月から4カ月 ② 多胎妊娠の方の場合 出産予定月または出産をした月の3カ月前から6カ月
届出	母子健康手帳をお持ちのうえ、国民健康保険課(北館2階2番窓口)へ ※ 郵送でも届出できます。ご希望の方はお問合せください ※ 区民事務所では届出できません

【問合せ先】資格賦課担当 ☎ 03 (3880) 5240

限度額適用認定証 長期入院の方以外は申請不要



マイナ保険証・健康保険証・資格確認書により医療機関で限度額が確認できるため原則提示が不要です。
ただし、90日を超える長期入院で食事代の減額を受ける方は、引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証」の手続きが必要となります。
限度額適用認定証は、通院先医療機関へご確認のうえ、必要な場合のみ申請してください。

【問合せ先】給付担当 ☎ 03 (3880) 5241

休日開庁 第4日曜日に実施



毎月第4日曜日は、本庁舎を開庁して国民健康保険業務を行っています。なお、休日開庁日に受け付けできない手続きもありますので、ご不明な点は事前にお問合せください。
※ 令和7年12月のみ第2日曜日となります

時間	午前9時から 午後4時	場所	足立区役所 北館2階 国民健康保険課
----	----------------	----	-----------------------

国民健康保険料滞納分の納付相談
滞納整理第一係・第二係(1番窓口) ☎ 03 (3880) 5243
☎ 03 (3880) 5244
☎ 03 (3880) 5019

国民健康保険の加入・脱退、資格確認書等
資格賦課担当(2番窓口) ☎ 03 (3880) 5240

国民健康保険料の支払い
収納管理担当(3番窓口) ☎ 03 (3880) 5242

国民健康保険の各種証明書発行
庶務担当(4番窓口) ☎ 03 (3880) 5851

限度額適用認定証、療養費、高額療養費
出産育児一時金、葬祭費、特定疾病療養受療証
給付担当(5番窓口) ☎ 03 (3880) 5241